

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
10月23日
(金曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一

救急診療所の認定(医療政策課)……………一

保安林予定森林(森林整備課)……………二

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室)……………二

○公告

平成二十七年山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………三

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………三

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………四

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………四

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五

契約の締結(物品管理課)……………五

山口県告示第三百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政



名称	所在地	廃止年月日
医療法人啓明会池本整形外科医院	萩市大字山田四八一九の一	平成二七、八、三一
上田眼科医院	周南市政所二丁目六番六号	〃 〃 〃
きむらクリニックス	大字久米二八二九の一四	〃 〃 〃
殖生内科外科医院	山陽小野田市大字殖生一八四八の一	〃 〃 〃
はせがわ耳鼻クリニックス	大字厚狭四五八の一	〃 〃 〃

山口県告示第三百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

名称	所在地	指定年月日
大田呼吸器内科	防府市大字高井六九の一	平成二七、七、一
医療法人杉桑会杉山内科小児科医院	佐波一丁目三番一〇号	〃 〃 〃
医療法人さいとう皮膚科	岩国市車町二丁目二番四二号	〃 〃 〃
八木クリニックス	玖珂町八二九の一	〃 〃 〃
医療法人久米医院	由宇町中央一丁目二番五号	〃 〃 〃
にしみ内科クリニックス	錦見六丁目一四番三二号	一〇、〃 〃
きむらクリニックス	周南市大字久米二八二九の一四	〃 〃 〃
はせがわ耳鼻クリニックス	山陽小野田市大字厚狭四五八の一	〃 〃 〃
まりふ歯科こども歯科	防府市新田一丁目八番三二号	〃 〃 〃
ホワイト薬局	山口市小郡下郷八四二の九	〃 〃 〃

山口県告示第三百七十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

り、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成二十七年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
 医療法人E.M.S松永救 美祢市大嶺町東分字沖田二二〇の 平成三〇、一〇、一
 急クリニック

山口県告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十七年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町嘉万字日の原一〇七七、字日ノ原一〇七九、一〇八四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市周東町差川字天尾一六六から一七一まで、一七二の二、一七二の二、一七五から一七八まで、字天王七七八

二 指定の目的

三 土砂の流出の防備
 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町差川字天尾一六六から一七八まで・一七二の二・字天王七七八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十五条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八十五条第二項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十七年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

川尻区域	区	域	区	分
総トン数十トン未満の漁船により、主として北緯三十四度四十五分の線以北の日本の海域において営む漁業				



(三〇九) 平成二十七年山口県補正予算の取組の公表
平成二十七年九月山口県議会定例会で議決された平成二十七年山口県補正予算の取組を、次のとおりとす。

平成二十七年十月十三日

山口県民 村 回 廊 券

平成27年度山口県一般会計補正予算(第2号)

平成27年度山口県一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,076,319千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ709,126,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入	歳 出	補 正 額	補正前の額	計
9 国 庫 支 出 金		48,241	82,019,753	82,067,994
	2 国 庫 補 助 金	21,241	43,484,162	43,505,403
	3 委 託 金	27,000	2,443,177	2,470,177
12 繰 入 金		508,028	21,966,903	22,474,931
	2 基 金 繰 入 金	508,028	12,974,941	13,482,969
13 繰 越 金		520,050	1,009	521,059
	1 繰 越 金	520,050	1,009	521,059
歳 入	合 計	1,076,319	708,050,027	709,126,346
歳 出				
歳 入 歳 出	補 正 額	補正前の額	計	
2 総 務 費	541,291	30,020,473	30,561,764	
	2 企 画 調 整 費	41,291	7,338,163	7,379,454
	3 徴 税 費	500,000	5,770,154	6,270,154
4 衛 生 費	3,955	24,073,452	24,077,407	

歳 出	合 計	1,076,319	708,050,027	709,126,346
8 医 薬 費	3,955	6,635,917	6,639,872	
5 勞 働 費	27,000	3,055,294	3,082,294	
3 失 業 対 策 費	27,000	387,407	414,407	
6 農 林 水 産 業 費	50,000	35,644,240	35,694,240	
3 農 地 費	20,000	11,599,425	11,619,425	
4 林 業 費	30,000	7,267,966	7,297,966	
8 土 木 費	404,550	73,671,941	74,076,491	
2 道 路 橋 り よ う 費	153,000	29,483,038	29,636,038	
3 河 川 海 岸 費	221,550	19,714,235	19,935,785	
4 港 灣 費	30,000	7,925,819	7,955,819	
10 教 育 費	49,523	146,697,086	146,746,609	
4 高 等 学 校 費	49,523	28,948,801	28,998,324	
合 計	1,076,319	708,050,027	709,126,346	

(三〇八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

回 頂 第 一 号、第 二 号、第 五 号、第 七 号 及 び 第 八 号 に 掲 げ る 書 類 を、平成二十七年十月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県と関係民間団体において公表の閲覧が可能とす。

平成二十七年十月十三日

山口県知事 村 回 廊 知 事

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年九月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 ビーすくえあ
代 表 者 の 氏 名 櫻 井 義 隆
主たる事務所の所在地 上関市菊川町大字上田部七八七番地の二四
定款に記載された目的 障害児に対して、通所支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与すること。
- 三

(三〇九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十七年十一月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人八起の会
 代表者の氏名 福富 壽
 主たる事務所の所在地 下関市安岡町一丁目一番一―号

(三一〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十七年十月二十三日から平成二十八年二月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目九番八号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 豊田 洋介

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大西 文和	豊田 洋介

四

四 届出年月日

平成二十七年十月八日

五 変更年月日

平成二十六年五月十二日

(三一―) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十七年十月二十三日から平成二十八年二月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名 豊田 洋介

変更に係る事項

変 更 前 変 更 後

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

大西 文和

豊田 洋介

四 届出年月日

平成二十七年十月八日

五 変更年月日

平成二十七年十月八日

平成二十六年五月十二日

(三二二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 工区に含まれる地域の名称

岩国市通津字迫田(第二工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿一丁目二四番一号

旭化成ホームズ株式会社

(三二三) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年十月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

ネットワークパソコン 六百十五台

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十七年十月一日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

リコージャパン株式会社 東京都大田区中馬込二丁目三番六号

六 落札金額

五千三百二万三千六百八十円

七 入札公告日

平成二十七年八月二十一日
八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

平成二十七年十月二十三日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市